

**「中小企業等の金融円滑化への取組み」  
に関する業界申し合わせについて**

信用金庫業界の中央団体である一般社団法人全国信用金庫協会は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様に安心してお取引を継続していただけるよう業界の対応方針を明確に示すべく、中小企業等の金融円滑化への取組みに関する業界申し合わせを行いました（平成 25 年 2 月 1 日付）。業界申し合わせ内容は、下記のホームページアドレスに掲載のとおりです。

<http://www.shinkin.org/news/pdf/20130201enkatsukamoushiawase.pdf>

当信用金庫としましては、平成 25 年 1 月 21 日にホームページ上にてお知らせしました「中小企業金融円滑化法期限到来後の当金庫の対応について（<http://www.bi-shin.co.jp/pdf/enkatushuryogo.pdf>）」のとおり、適切に対応してまいります。また、当金庫の対応については、本申し合わせの趣旨にも則ったものであります。

平成 25 年 2 月  
尾西信用金庫